

御浜町公告第1号

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、御浜町契約規則（昭和60年規則第13号）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年1月20日

御浜町長 大畑 覚

1. 契約者

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町下水道事業 御浜町長 大畑 覚

（電話：05979-3-0513、FAX：05979-2-3502）

2. 入札に付する事項

- (1) 件名 **不要金属類売却**
- (2) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 御浜町大字阿田和4180番地 阿田和クリーンセンター

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加資格審査共同事業にかかる共同受付参加団体（御浜町を含む県内26市町及び四日市港管理組合）の入札参加資格者名簿「2008 古物引取り」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 御浜町から入札に係る指名停止等措置を現に受けていない者であること。
- (4) 三重県内に本店、支店又は事業所を有すること。
- (5) 御浜町における地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営に関与する企業でないこと。

4. 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う。）

5. 入札方法

入札に参加を希望する者は、以下の事項に留意の上、提出書類を郵送又は持参すること。

- (1) 提出書類 入札書（税抜き価格を記載すること）、内訳明細書、納税確認書
※様式等については町ホームページに掲載するデータをダウンロードして入手すること。
- (2) 提出期限 令和7年1月30日（木）12時まで（必着）
- (3) 提出場所 御浜町役場 総務課 財政係
- (4) 備考 郵送可。ただし、提出期限を経過後、御浜町に送致されたものは、受理しない。

6. 入札・仕様への質問

- (1) 質問期限 令和7年1月23日（木）17時まで（必着）
- (2) 質問方法 本業務の内容や仕様書等について質問等がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、書面にて提出(FAX)すること。
(提出方法は提出場所への持参、郵送又はFAXに限り、提出する際は必ず電話にて提出する旨の連絡をすること。)
- (3) 提出場所 御浜町役場 総務課 財政係
- (4) 質問回答 本入札に関する質問があった場合、回答は令和7年1月24日（金）17時までに町ホームページへ掲載する。

7. 開札に関する事項

- (1) 開札日時 令和7年1月30日（木）13時
- (2) 開札場所 御浜町役場 総務課 財政係
- (3) 備考 開札結果の連絡は有効な入札をした落札候補者のみに連絡する。
また、応札が1者であった場合においても入札は有効とする。

8. 落札者の決定

- (1) 本件は売却であるため、予定価格以上の最高価格の有効な入札をしたものを落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが二者以上ある場合は、抽選にて落札候補者を決定する。
- (3) 入札執行者が指定をした日（原則として開札日）から起算して、3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に落札候補者が入札参加資格を有すると確認したときにその者を落札者とする。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認した場合、その者の入札は無効とする。この場合において、次点の最高価格の有効な入札をしたものを新たな落札候補者とし、その者の入札参加資格を確認する。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

9. 入札の無効に関する事項

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽申請をした者が行ったとき
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき
- (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき
- (5) 入札保証金の額が御浜町契約規則第 17 条第 1 項に規定する額に満たないとき
- (6) 入札書が所定の場所及び日時までに提出されないとき
- (7) 入札者がその提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回したとき
- (8) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき
- (9) 法令又は入札に関する条件に違反したとき
- (10) その他町長があらかじめ指示した事項に違反したとき

10. 契約書作成の要否

要

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12. その他

- (1) 入札参加に要する費用は提出者負担とする。
- (2) 落札決定後に当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。